平成２２年（フ）第２５２１号
愛知県津島市神守町字中切33番地
債務者　平野　誠詞
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５４５号
名古屋市瑞穂区惣作町１丁目44番地の11　スペーシア堀田603号
債務者　宮本　正男
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５８８号
名古屋市港区稲永４丁目３番１―302号　新稲永荘
債務者　大井　晋介
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６２１号
名古屋市南区弥次ヱ町４丁目８番地　宝マンション笠寺南505号
債務者　三石　友美（旧姓加藤・福元）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５号
滋賀県長浜市勝町83番地32、前住所滋賀県長浜市東上坂町798番地４
債務者　田中　　忍
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
滋賀県長浜市榎木町961番地１
債務者　松尾きよ美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３４５３号
京都府宮津市字江尻780番地の２、申立時の住所大阪市鶴見区放出東２丁目18番17号102
債務者　水野　貴夫
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８３２号
大阪府守口市大日町３丁目32番11―803号
債務者　柏木　一美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０６０号
大阪市都島区都島北通２丁目24番17号
債務者　岩田　昭彦
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４２５号
大阪市生野区中川東２丁目16番４―217号
債務者　大谷　亮介
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６８７号
大阪府吹田市芳野町５―64―408、住民票上の住所大阪府豊中市長興寺北３丁目16番１―402号
債務者　松嶋しおり
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０３７号
大阪府東大阪市長堂３丁目17番34―605号、旧住所大阪市生野区中川３丁目４番25号
債務者　岡田早苗こと　尹　　京淑
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１２６号
大阪市東住吉区今林４丁目９番27号
債務者　髙田　順也
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２１０号
大阪市住之江区御崎３丁目２番８号カーサ御崎107号
債務者　齋藤　晃一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２３４号
大阪市生野区生野東３丁目８番14号
債務者　森本良子こと　朴　　順烈
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２３５号
大阪市生野区生野東３丁目８番14号
債務者　森本勇こと　金　　山培
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２６８号
大阪府箕面市西宿２丁目４番11―305号
債務者　八馬　秀一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部